

大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構
文献複写規程

〔平成16年4月19日〕
規程第104号

改正 平成17年4月27日規程第50号

改正 平成22年3月31日規程第31号

改正 令和2年3月23日規程第20号

(趣旨)

第1条 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構（以下「機構」という。）図書室が受託する文献複写は、機構の経費で処理するものを除き、この規程の定めるところによる。

(文献複写受託の範囲)

第2条 前条の文献複写は、研究又は教育の用に供することを目的とする場合に限り、受託することができる。

(文献複写の依頼)

第3条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ文献複写申込書を図書室長（以下「室長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。

(文献複写料金の納付)

第4条 前条の承認を得た者は、別に定める手続きにより文献複写料金を、前納しなければならない。ただし、国費で納付する場合、大学共同利用機関法人情報・システム研究機構国立情報学研究所の「ILL文献複写等料金相殺サービス」による支払いの場合及び室長の許可を得た場合は、この限りでない。

2 一旦納付した料金は、いかなる理由があっても還付しない。

(文献複写料金の額)

第5条 文献複写料金は、別表のとおりとする。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月19日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年4月27日規程第50号）

この規程は、平成17年4月27日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月31日規程第31号）
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月23日規程第20号）
この規定は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| 種 別 | 単位 | 複 写 料 金 | | 備 考 |
|-------------------|-----|---------|---------|--------------------------------|
| | | 機 構 内 者 | 機 構 外 者 | |
| 電 子 複 写 方 式 | 1 枚 | 20 円 | 35 円 | A 3 判以下の用紙を使用した場合も A 3 判の料金とする |
| リ ー ダ ー プ リ ン タ ー | 1 枚 | 20 円 | 35 円 | A 3 判以下の用紙を使用した場合も A 3 判の料金とする |

備考：送料については、実費を徴収する。

注：機構内者とは、大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構図書室利用規程（平成16年規程第103号）第2条第1号から第4号までに掲げる者をいう。